

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた



No.14 (2005年1月)



水俣病・メチル水銀中毒に関する学習報告会（2004.12.12／水俣市公民館） 報告者は高岡滋医師

あけましておめでとうございます。

昨年は、設立から4年を経て、引き続き前進することができた年だったと思います。職員は40人をこえ、介護事業も軌道にのり、少しずつではありますが、市民のみなさんのご要望に応えることができたと思います。

ところで、昨年、水俣市に産業廃棄物最終処分場の建設計画が明らかになり、反対運動が大きく広がりました。会員のみなさまからは多額の運動資金も寄せていただきました。また、10月には、水俣病関西訴訟最高裁判決が出され、水俣病とは何だったのかをもう一度考え、行動することとなりました。これらは年を越して引き続き取り組んでいくべき重要な課題です。

今年は、水俣病公式発見から50年目を迎える前年として重要な年です。水俣病被害者はもとより不知火海沿岸住民が安心して暮らせるまちづくりをすすめ、水俣病の情報も発信していけるように奮闘してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

NPOみなまた 代表理事 橋口 三郎



発行：NPOみなまた 発行責任者：橋口三郎 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npominam@fsinet.or.jp

新しい年を迎えて



86才のお誕生日、おめでとうございます。
ホームのみなさんのお祝いの言葉にKさんウルウル…



日頃は静かなKさんですが、ワンちゃんと楽しく会話…。



地元力士、隆の鶴さんが訪問してくれました。
優しくて、力もち。横綱になってくださいね！



おいしいごちそう、作りましょう。



たまにはお庭でおやつをいただきましょうか。猫のミーちゃんもごきげんです。



赤ちゃんの突然の訪問に、スタッフも夢中。



お食事がすんでスタッフもリラックス。肩でもおもみしましょう。



ゆったり、おしゃべりタイム。
スタッフも何やら、楽しそう。



ご家族が来られることがいちばん嬉しいMさん。先日は娘さんと3人で3泊4日の小旅行を楽しみました。飛行機での遠出はちょっと冒険です。「息子のところ連れて行くチャンスは今しかないかも知れません。私たちがついて行きますから」と娘さんからの熱心な申し出が、スタッフの心配を吹っ切らせてくれました。

良かったですね。旅行から帰られてからのMさん、何事にも意欲的に取り組むようになられました。



ホームを訪問された息子さんと一緒に

介護日誌

あるばかばかに晴れた日のこと。庭でひなたぼっこをしながら、世間話をしていると、「おじさーん」と利用者のTさん（男性）を呼ぶ声が聞こえてきました。「誰だろう」と思い、Tさんの顔を見ると、満面の笑み。両手を上げ、思いつき手を振りかえしています。「から芋（さつまいも）があるけん、取りにこなかなー（きませんか）。」と近所の方から声がかかりました。Tさんは「はいっ」と丁寧に頭をさげて嬉しそうです。「どっ、もらいに行こい」と、足どりも軽やかです。大きな袋を準備しました。「どう、あんたたちも来んな」とスタッフを3人引き連れて畑まで行きました。

芋の種類のこと、今年のできばえなど話しながらたくさんの芋を袋につめて、ふと気づくと抱えきれないほどに…。「一輪車でもっていかな（いきなさい）」と帰りは一輪車を押して帰ってきました。

普段は照れ屋のTさんですが、この時のとても生き生きとした表情は近所の方とのふれあいによってかいま見ることが出来たすてきなひとときでした。これからも、このような時間を大切に行きたいと思いました。

*頂いたお芋は食事やおやつに出し、美味しく食べています。

（野川の家スタッフ）

水俣病・メチル水銀中毒学習・報告会開催

2004. 12. 12 / 水俣市公民館

昨年12月12日、水俣市においてNPOみなまた主催の「水俣病・メチル水銀中毒学習・報告会」を開催しました。会場には90名近い参加者の熱気が溢れました。

この報告会は、水俣病が公式に発見されて50年目にあたる2006年を前に、もう一度「水俣病とは何か」をしっかりと学ぶために連続した講座を計画し、その第1回目として開催したものです。水俣病関西訴訟最高裁判決で国・県の責任が確定したこともあり、参加者の関心を一層呼びました。

今回は、これまで長年にわたって現地で水俣病と向き合ってきた3人の医師と日本に在住されているカナダの方にお話ししていただきました。



挨拶をする橋口三郎代表理事



藤野紘医師、あん・まくどなるどさん

最初は、水俣協立病院名誉院長の藤野紘先生による「水俣協立病院における水俣病解明への取り組み」についての報告でした。掘り起こし検診や水俣協立病院で、全水俣病申請者の過半数にあたる一万人をこえる患者さんを診てきたこと、桂島での住民調査等をもとに水俣病の診断を確実にする症状を明らかにし、政府解決策の基準につながる「魚介類を多食した事実と四肢抹消優位の感覚障害があれば水俣病」とする病像解明に力を注いだことを報告されました。



板井八重子医師

次いで「カナダの水銀汚染問題」について、カナダ人で、現在県立宮城大学特任助教授のあん・まくどなるど先生から報告がありました。カナダの先住民の方々にも水俣病症状があり、厳しい救済状況であることを強調され、その実態をまとめた「カナダの元祖・森人たち」の著書の紹介がありました。

くすのきクリニック院長（元水俣協立病院院長）の板井八重子先生からは「胎児からのメッセージ」と題して、84年当時、水俣協立病院をあげて取り組んだメチル水銀中毒に関する異常妊娠調査結果を昨年11月に英語による論文にしたことをふまえて、改めて報告していただきました。

最後に、当法人の副代表理事である高岡滋先生（神経内科リハビリテーション協立クリニック院長）は「水俣における慢性メチル水銀中毒の病像と今後の課題」について、①水俣病、特に総合対策医療事業対象患者を軸とした症状の特徴、②感覚の様々な分析方法と水俣病の感覚障害の特徴、③水俣病の研究や政策を考える際の留意点、の3点を中心に報告されました。また、感覚障害の診断について、関西訴訟判決で採用された二点識別覚検査方法のみで判断することには問題があると指摘しました。

参加された開業医の先生などから、水俣病の感覚障害のあらわれかたや診断方法などについて専門的な意見・質問が出されました。最後にまとめの発言をされた熊本学園大学の原田正純教授も感覚障害の診断方法について、筆とピンによる診察の大切さを強調されました。

なお、今回の学習・報告会については、冊子にして多くの方々に読んでいただけるよう、準備をすすめています。

上野 恵子（NPOみなまた事務局長）

水俣には写真家にも注目されている紅葉の地が3カ所あります。

まずは住吉神社（臼^ひ当^と野地区）。境内に入るときから厳かな気持ちにさせられると同時に、古里に帰り着いたような安堵感をも感じました。二つ目は、古城地区にある官軍墓地です。木々の大きさに圧倒され、天を仰ぐと深紅の葉が晴れた空に鮮やかです。ここは市街地からも近く市民はもとより県外からも多くの人が訪れています。

三つ目は、湯出温泉神社。ここは写真を趣味としない私でさえ、絶対に残しておきたいと思うほどみごとな紅葉です。また、夏になると蛍の乱舞も見られて感動的です。近くを流れる湯出川の流域にはハゼの仲間のゲグラやダクマ（テナガエビ）も帰ってきました。一時期、生活廃水により絶滅したかと心配されましたが、住民の努力でみごとに復活しました。

今、問題になっている産業廃棄物最終処分場はこのすぐ隣に計画されています。処理業者のIWD東亜熊本は、処分場に降った雨を「今の湯出川の水よりもきれいに流す」などと言っていますが、敏感でデリケートな自然の営みは処分場が出来れば必ず失われると考えています。



総決起集会で講演される馬奈木昭雄弁護士

昨年11月13日には、水俣市で馬奈木昭雄弁護士をお招きして講演会を開きました。この講演会には800人の市民が参加し、今後の運動を確信を持ってすすめるための学習と決意の場となりました。

馬奈木弁護士は、昭和43年の水俣病第一次訴訟から水俣病問題に中心的に関わってこられ、この時には水俣市に法律事務所を開業されていました。また、「九州産廃問題研究会」をつくり廃棄物の問題に精力的に取り組んでおられます。これまでも熊本県山鹿市や鹿児島県鹿屋市など、九州各地のゴミ処分場建設や操業

を差し止めるなど圧倒的な力を発揮されています。

馬奈木先生のお話で私が印象に残ったのは、処分場建設を止めるために、市民がきちんと勉強しなければならないということを強調されたことです。自らが勉強するということは、この運動に主体的にかかわる人を増やしていくためにも必要なことだと思いました。また、「自治体は地域住民の生活、健康を守るためにある。その中心に立つべき市長が処分場建設について中立であることはあり得ない」とおっしゃり、会場から大きな拍手が起きました。まったくその通りだと思いました。豊富な経験と実績に裏打ちされたお話しは、私たちがこれから運動を進めていくうえで、大きな力となったことは確実です。

現在、市民の会で行った30数カ所での地区意見交換会の議事録を作成中です。近々皆さんのお宅にお届けできると思います。また、馬奈木先生のお話には共感するものが多く、たくさんの市民の皆さんに接していただきたいので、記録をおこして印刷物にしたいと考えています。

今後も多くの皆さんと手をつないで、計画をやめさせるまで頑張りたいと思います。皆さまのお力添えを心からお願い申し上げます。

溝上 順二（水俣の命と水を守る市民の会事務局長）



「全国地域づくり推進協議会会長賞」を受賞

この度、「全国地域づくり推進協議会会長賞」を受賞された福田農場ワイナリーの福田興次さんをお訪ねし、お話を伺いました。

この賞は、国土交通省が1984年から始めたもので、今回は117団体から応募がありました。民間企業としては初めての受賞ということです。

今回の受賞は、「地域を生かした取り組みをすれば自分たち企業も生かされる」という思いで取り組んできたことが評価されたのだと思います。企業も地域を豊にするために貢献することが大切ではないかと考えています。また、この受賞は水俣に対する応援歌でもあるのではないのでしょうか。



福田農場ワイナリー代表取締役
福田 興次さん
＊観光物産協会工コみなま
の会長も務める

福田農園は、昭和37年に、私の両親、特に私のおふくろが、“花が咲き、実がみのり、弁当を持って遊びに来られる場所にしたい”という思いをもって始めました。私が大学を終えた昭和43年から、おふくろの夢をひき継ぎ“志を持って、物心両面が豊になる地域づくりを”という観点で今日までやってきました。

北海道の十勝ワインがブームになっていた頃でした。そこでは物づくりを通して人が集まっているということを目の当たりにして、物づくりを通して地域のイメージを変えることができました。特産の甘夏ミカンをつかったワインを考えたときにスペインとの出会いがあったわけです。1992年は、水俣湾の埋立てが完了し水俣再生がさげられた年でした。地域の再生とスペインとの出会いが重なり、“俺がやらないで誰ができるか”くらいの強い使命感を感じました。

町づくりをすすめていく上では、ここで生活をしている私たち自身が主体性をもって提案をしていくことが大事だと思います。スペインというのは一つの手法。地域にある素材、気候、風土から生まれた資源素材を生かした「村づくり」です。このことは自分の利だけでなく地域の利益にもつながります。「利は足元にあり」、基本は常に地域の「そこにある」もの。町に魅力があれば、人々は集まります。経済も活性化します。それと同時に、本当の水俣の姿というものも知っていただけたと思っています。

不知火海を空から見たら海は木の幹。川は根です。そして山は土壌です。山・川・海が一体となってはじめて、不知火海の再生が自分たちの努力によって可能になるのです。それぞれの生活の問題も含め自然が破壊されていることは間違いないわけですから、市民全体が地域の再生のために木を植えたりするようなことが必要だと思います。また、企業たとえばチッソの優れた技術が環不知火の浄化に生かされ、それを行政もバックアップするということになれば素晴らしいと思います。そういう意味では、水俣病問題を本質的に解決する上で今回は大きなチャンスだと思っています。

私たちは水俣に住み、子供たちに豊かな地域を残す役割をもっています。本当の豊かさというのは調和の中にあります。今、豊かになりすぎた面があり、その弊害が出てきているのではないのでしょうか。「良樹細根」、良い木は細かい根をたくさんもっています。未来を託す子供たちのために、今、私たち大人は十分なしっかりとした土壌作りをしなければならないのではないのでしょうか。

日本が韓国に残したハンセン病問題

90年間もの強制隔離など日本のハンセン病政策の誤りを問う裁判は3年半前に熊本地裁で勝訴判決がくだり、政府の政策の誤りは完全に証明された。この判決の結果、ハンセン病補償法が制定され、ハンセン病療養所に隔離された経験を持つ被害者には一定の補償と社会復帰策がとられた。

ところが同じ日本政府の施政下にあった朝鮮半島などの療養所に隔離された被害者にはこの法律が適用されなかった。このことは法の下での平等と正義に反するものである。

そこで我々は、国から棄却されることも覚悟で、韓国・ソロクト療養所に戦前（日本統治時代）から入所している人たちに補償法による補償申請をおこなった。予定通り厚生労働省は棄却処分をおこなった。棄却処分の取消しを求めるソロクト訴訟はこうして始まった。

東京地裁における年老いた原告の訴えは魂を揺さぶるものであった。「明け方から夜までレンガ作りをさせられた。あまりに辛い患者作業と貧しい食事に体調を崩すと殴られ監禁室に入れられた。冬は裸にされ水を浴びせられた。自殺するものも多かった」と証言した。

監禁室に入れられた者が生きて出ると断種が待っていた。国内では結婚の条件として断種がなされる場合が多かったが韓国では懲罰としておこなわれた。

これらはまぎれもなく日本政府の政策としておこなわれた。時代は過ぎても日本として償わねばならない。同様のことは台湾の療養所にもあてはまる。私は台湾の療養所・楽生院をおとずれた時老婦人に「日本人として謝罪したい」と言った。その婦人は「それは違う。酷い目に合わせたのは昔の日本だ。あなたたちは私たちのために尽力してくれる。ありがとう」と述べた。

私は、この人たちの期待とやさしさを裏切ることはいできない。加害国に生まれた国民の道義的な義務として。

日韓両国の弁護団は100万人の署名を呼びかけている。誰にでもできる支援がある。まずこの公正判決をもとめる署名運動に全力をあげたい。

ハンセン病を支援する熊本の会事務局長 北岡 秀郎



提訴の日に（東京地方裁判所）

◎福田農場の紹介

不知火海を一望できる高台にあります。不知火海の豊かな海の幸と水俣特産のサフラン・タマネギを生かしたパエリアなどのスペイン料理。地元特産品をアレンジした地ビールやワインなどが楽しめます。また、結婚式を行うこともできます。（Tel 0966-63-0088）



水俣病関西訴訟 最高裁判決をふまえて

昨年10月15日、最高裁判所は、水俣病関西訴訟について、国と熊本県の上告を棄却する判決を言い渡しました。水俣病の発生・拡大について国と熊本県の国家賠償法上の責任が確定しました。

関西訴訟原告団は、ただちに申し入れなどを行いましたが、水俣現地では、水俣病被害者の会全国連絡会、水俣病患者連合、水俣病患者平和会の共同行動が取り組まれました。

11月30日には熊本県知事、12月3日には環境大臣への申し入れが行われました。（環境大臣への申し入れは新潟水俣病被害者の会も参加）この中で患者団体は、①国、熊本県の謝罪、②今後の水俣病対策をすすめるための法律制定、③不知火海沿岸の住民健康調査と環境調査、④関西訴訟および第二次訴訟の元原告の医療費救済を求めました。

この要求に対し、熊本県は潮谷知事が正面から応え、謝罪をするとともに、熊本県の責任をふまえた新たな対策を打ち出しています。対策の内容は、基本的に被害者の要求をふまえたものであり、支持できるものです。11月25日には県議会の承認をうけ、同29日には環境省に提出されました。水俣病患者団体の申し入れの時にはかたくなだった環境省も12月9日、熊本県との協議の際には、柔軟な姿勢も見せ始めています。

今後は、熊本県案の実現を軸に、国の責任を明らかにすること、水俣病による人および環境に対する影響調査、未救済の水俣病被害者の救済の運動を市民ぐるみで、すすめていかなければなりません。そして緊急課題は、関西訴訟および第二次訴訟元原告の医療費の支給です。

水俣病は公式発見から、来年5月で50年になります。前世紀のできごとをきちんと解決することが、子や孫の世代に対する私たちの責任です。上記の水俣病被害者の要求を支持しながら、NPOみなまたも全力をつくしたいと思います。

中山 裕二（NPOみなまた理事）

活動日誌（2004年10月～12月）

NPOみなまた

- 10月20日 介護部会
- 11月5日 事務局会議
- 19日 出水市郡グループホーム連絡会講演会
- 21日 水俣市野川地区じゅくさん祭り
- 26日 ふれあいの家外部評価
第3回理事会
- 30日 北海道勤医協受け入れ
- 12月12日 水俣病メチル水銀中毒に関する学習・報告会

関係団体

- 10月7日 水俣病被害者の会世話人会
- 15日 関西訴訟最高裁判決
- 22日 新潟水俣病現地調査（～24日）
- 11月6日 水俣病被害者の会世話人会
- 7日 水俣病訴訟弁護団会議
- 11日 水俣産廃処分場反対集会
- 21日 拡大水俣病訴訟弁護団会議
- 30日 水俣病患者三団体、県知事申し入れ
- 12月3日 // 環境省、政党申し入れ
- 4日 水俣病被害者の会、名護地域集会
- 6日 宮本憲一前滋賀大学学長来水

「水俣の命と水を守る市民の会」へのご協力 ありがとうございました

水俣の産業廃棄物最終処分場計画に反対する運動へのご協力をお願いしましたところ、これまでに110人の方から212,286円が寄せられました。深くお礼申し上げます。

さっそく、「水俣の命と水を守る市民の会」にお届けし、今後の活動に役立てていただくことにいたしました。

ご協力いただきました皆さまに重ねてお礼を申し上げ、ご報告とさせていただきます。



☆☆編集後記☆☆

昨年は自衛隊がイラクに派兵され、私たちの国が戦争をする国へ一歩踏み出しました。憲法9条改悪につながるすべての動きに反対していかなければならないと決意を新たにしています。